

## 陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	2610	受理年月日	令和6年11月12日
件名	保育士の配置基準の引上げ及び処遇改善の要請		
要旨	<p>保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会資源になっている。</p> <p>政府は、こども未来戦略の一環として2024年4月に、76年ぶりに保育士配置基準を4・5歳児で25対1に改善した。</p> <p>しかしながら、経過措置が設けられ、加配加算にとどまり完全実施は先送りされた。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準は、フランスのパリで15対1、スウェーデンのストックホルムで18対3（実質6対1）となっており、日本の配置基準はまだまだ低水準のままである。しかも、経過措置を設けられてしまうという実情である。保育士確保が難しいというのが経過措置を設けた理由としているが、保育士確保が難しいのは賃金をはじめとした処遇が劣悪なためである。</p> <p>については、国に対して、保育士配置基準の引上げと保育士の処遇改善を求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		